

# 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例」の概要

題名

三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例

目的

第1条 食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、もつて県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする

定義

第2条 第5号 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能が維持増進され、及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう

それぞれの役割等

## 第4条 県の責務

- ・基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する
- ・農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長する
- ・施策の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、協働する

## 第5条 農業者等の役割

- ・基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に主体的に取り組むとともに、農業の振興及び食料自給率の向上に寄与するよう努める
- ・県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力に努める
- ・農業生産等を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める

## 第6条 県民の参加等

- ・食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める

県の取組

## 第7条 推進体制の整備

農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、施策等を推進するための体制を整備する

## 第8条 財政上の措置

食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

## 第9条 基本計画

基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な計画を定める  
第2項 第1号 基本的な方針及び食料自給率その他の主要な目標等を定める

基本理念

## 第3条 基本理念

食を担う農業の振興及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること並びに農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図ることで自給力を高め、食料自給率の向上につなげていくことが重要であることに鑑み、その実現を図るために、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない

### 第1節 農業生産の振興及び安全・安心な農産物の安定的な供給の促進

県民をはじめとする消費者の期待に応えるため、安全・安心な生産が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること

### 第2節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること

### 第3節 地域の特性を生かした農村の振興

農産物の供給の機能及び多面的機能が適かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること

### 第4節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、新たな価値創出の促進が図られること

## 第10条 水田農業の振興

## 第11条 園芸農業の振興

## 第12条 畜産業の振興

生産の拡大の促進を明記

第13条 販路の拡大及び合理的な価格形成の促進を規定する条を新設

農産物の魅力の発信、地方卸売市場の活性化、食育及び地産地消を通じた消費者の需要の拡大、食品産業事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進その他必要な施策を講ずる項を新設

第2項 農産物の価格形成に当たり、持続的な供給を要する合理的な費用が考慮されるよう、消費者、農業者等及び食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずる項を新設

第2項 農産物の価格形成に当たり、持続的な供給を要する合理的な費用が考慮されるよう、消費者、農業者等及び食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずる項を新設

第14条、第15条（略）

## 第16条 多様な農業経営の確立

目的に「力強い農業構造の確立に向けて、」を明記

第3項 多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずる項を新設

## 第17条 技術及び知識の向上

第2項 普及指導員等の技術及び知識の向上をはじめとする体制の充実を図るとともに、農業者等に対する技術及び知識の普及に努める項を新設

## 第18条 農地の有効利用等

農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進を講ずる

第2項 生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進

## 第19条 農村の総合的な振興

農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進

第20条 多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興

多面的機能が発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進

第2項 中山間地域等における農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策を講ずる

第21条 野生鳥獣による被害の防止

農業及び農村の生活環境に係る被害の防止を図るため、人材の育成、被害防止策の開発及び普及、野生鳥獣の適正な捕獲等の促進

## 第22条 新たな価値の創出を図るための取組の促進

第5号 収益の向上を目指し、農産物又はその加工品の魅力を高め、ブランド化を推進する等付加価値の向上及び創出を図る取組の号を新設

## 第23条 認証制度等の推進

第3号 県民が消費する農産物の県内生産の拡大を促す等地産地消を一層推進する施策を明記

第24条 食育及び地産地消を通じた県民と農業者等の相互理解の促進

第3項 県民の食生活の様々な機会において、地産地消に関する取組が進むよう、消費又は利用の促進を明記

第4項 食育及び地産地消に関する気運を醸成し、県民運動として展開できるよう「みえ地物一番の日」を別に定め、広報、啓発を講ずる項を新設

## 第25条 地域の特性を生かした食を担う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援

集落等の地域、産地単位等で構成する団体による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずる